



被災地域は特に注意！ 災害後の住宅修理トラブル

【事例1】

台風で傷んだ屋根を見て「今直さないと大変なことになる」と不安をあおられて、屋根修理工事を契約した。
(50歳代 女性)



【事例2】

「県の防災部署から委託されている、点検に伺いたい」と電話があったが、県に確認したらそのような事実はなかった。
(80歳代 女性)



【事例3】

先月の雪害により雨どいが壊れていると言われ、保険金の申請サポート契約をしたら、受け取った保険金の50%が取られることが分かった。
(80歳代 男性)



トラブルに遭わないためのポイント

- ✓ 契約を迫られても、**その場では契約せず、比較検討する**
- ✓ 不安をあおる勧誘を受けた場合、**業者の話だけを信じず特に注意する**
- ✓ 契約する際は、**工期や費用を十分確認**する
- ✓ 訪問販売や電話勧誘販売で契約したら**クーリング・オフ**ができる
- ✓ 「**保険を使って自己負担なく修理できる**」「**申請サポートする**」と勧誘されたら要注意

不安に思ったりトラブルになったら、
消費者ホットライン「188」へ

住宅に関する相談は **住まいのダイヤル**
「0570-016-100」へ